



# 寺院が知っておきたい法律知識

## 宗教法人運営のための法律入門⑳

### 宗教法人と墓地経営 7

#### 書類の備付と閲覧

墓地納骨堂の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿または書類等を備えなければなりません（墓埋法第15条1項）。そして、墓地使用者、焼骨収蔵委託者その他死者に関係のある者から請求があったときは、これらの書類等の閲覧を拒んではならないとされています（同条2項）。

#### <本条の目的>

本条は、墓地等の管理者が備えるべき帳簿等の記載事項を明確化するとともに、財務書類を備え付け、墓地の使用者等に経営情報等を公開することにより、①墓地使用者等の権利保護と②墓地の経営や管理の安定化をはかるものです。

#### <省令の内容>

墓地埋葬等に関する法律施行規則に規定されている備付書類は、以下のものです（同規則第6条、第7条）。

1. 墓地所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面
2. 納骨堂の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面
3. 以下の事項を記載した帳簿
  - ①墓地使用者等の住所及び指名
  - ②死亡者の性別（死産のときは死児の性別）
  - ③死亡者の生年月日（死産のときは妊娠月数）
  - ④死亡年月日（死産のときは分娩年月日）
  - ⑤改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日
4. 財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書、その他財務に関する書類

#### <注意事項>

1. この施行規則には、財産目録だけでなく、貸借対照表や損益計算書まで備え付けなければならないとされています。しかし、宗教法人が経営している墓地については、公益事業（宗教法人法第6条）としての墓地を除いて、宗教法人法によって作成義務が規定されている帳簿だけを備え付けておけばよいことになっています。ですから、檀家が利用する寺墓地については宗教法人法上作成が義務づけられていない貸借対照表や損益計算書は、備え付ける必要はありません。損益計算書に類似する収支計算書は作成義務がありますが、公益事業以外の事業を行っている宗教法人を除いて、一会計年度の収入が8000万円以内であるときは、収支計算書を作成する義務がありません。ただ、作成義務がなくとも任意に作成している書類については作成した以上備え付けておかなければなりません。
2. これらの規定に違反しますと、1万円以上2万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処せられます（墓埋法第21条等）。
3. 宗教法人に許可された墓地、特に寺墓地等については、上記施行規則に記載された帳簿や図面が整備されていない場合がみうけられますから、注意が必要です。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修